

## 所得税の確定申告

2月16日(木)～3月15日(木)

### 確定申告書の提出が必要な方

- ▶ 営業、農業、不動産などの所得合計額が所得控除額を超える方
- ▶ 給与所得者で、年収2,000万円を超える方
- ▶ 2か所以上から給与の支払いを受け、年末調整をしていない給与収入が20万円以上ある方
- ▶ 給与所得者で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ▶ 土地・建物・株式等を譲渡した方



### 確定申告で税金が還付される方

- ▶ 給与所得者（所得税が源泉徴収されている方）で、雑損・医療費・寄附金・住宅ローン控除等を受けられる方
- ▶ 平成23年中に就職または退職した方で所得税が源泉徴収され、

## 介護保険にかかわる 税申告時の所得控除のお知らせ

- ①介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。ただし、年金から保険料を引かれている場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。
- ②下表の介護サービスの利用料は、医療費控除の対象になります。

### 【留意事項】

- ▶ 下表の対象サービスには介護予防サービスも含まれます。
- ▶ 医療費控除の申告には、所定の事項が記載されている領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、介護保険低所得者等助成金の支給がある場合は、支払った金額から支給された額を差し引いて申告することになります。
- ③身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、平成23年12月31日現在で要介護1から要介護5の認定を受けている方、または6か月以上常時寝たきりの状態、もしくは認知症の状態が続き、食事や排せつなどの日常生活に支障があり、身体障害者と同様と認められる場合には、市が発行する認定書により障害者控除が受けられます。

問①②について…介護保険課 ☎2998-9420

☎2998-9410

③について…高齢者支援課 ☎2998-9120

☎2998-1147

### ◆医療費控除対象表

	対象サービス	対象金額
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>●地域密着型介護老人福祉施設</li> </ul>	1割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額の合計の2分の1 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護老人保健施設</li> <li>●介護療養型医療施設</li> </ul>	1割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
医療系	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問看護</li> <li>●訪問リハビリテーション</li> <li>●居宅療養管理指導</li> <li>●通所リハビリテーション</li> <li>●短期入所療養介護</li> </ul>	1割自己負担額と食費、滞在にかかる自己負担額 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分も、控除の対象になります。
	福祉系	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護（生活援助を除く）</li> <li>●訪問入浴介護</li> <li>●通所介護</li> <li>●短期入所生活介護</li> <li>●認知症対応型通所介護</li> <li>●夜間対応型訪問介護</li> <li>●小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
おむつ代		おむつ代の医療費控除を受けるには、1年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要になります。2年目以降は、要介護認定者で主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められる場合のみ、市が発行する確認書（発行までに1週間程度かかります）の添付で医療費控除を受けることができます。

年末調整をしていない方

申告書は自分で作成して  
郵送・e・Tax等で

▶ 所得税・消費税等の確定申告書を提出される方は、国税庁HP (http://www.nta.go.jp) で申告書を作成のうえ、郵送またはe・Tax（国税電子申告・納税システム）でご提出をお願いします。「所得税の確定申告書の手引き」や申告書用紙等は、国税庁HPから入手できます。

▶ e・Taxの利用開始の届出（オンラインによる開始届出手続きも可能）を行うと、所得税の申告やすべての税目の納税、申請・届出等がインターネットを利用してできます。

▶ 本人の電子署名および電子証明書を付して、3月15日(木)までに所得税の確定申告をe・Taxで行うと、最高4,000円の所得税の税額控除を受けることができます（平成19年分から22年分までの確定申告で本控除の適用を受けた方を除く）。

確定申告書の提出は可能です。

適用を受けた方を除く。

▶ 確定申告書等の「控」に税務署の受付印が必要な方は、申告書、申告書控、返信用封筒（住所・氏名を記載し、必要額の切手を貼付）を同封してください。

▶ 所得税の確定申告書は、提出用・控用の2枚で1組です。源泉徴収票等の添付書類は、添付書類台紙などに貼って、申告書と一緒に提出してください。

▶ 所得税の還付申告は2月15日(水)以前でも受け付けています。

▶ 申告相談会場 所沢税務署 相談時間 午前9時～午後5時

▶ 公的年金等を受給している方 公的年金等の収入が400万円以下でかつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。

▶ 医療費控除や雑損控除などによる所得税の還付を受ける場合、確定申告書の提出は可能です。

▶ 納税は口座振替で

▶ 納税は、金融機関の預貯金口座から納税できる振替納税をご利用ください。

▶ 消費税および地方消費税（個人事業者）の確定申告分

▶ 納期限 4月2日(月)

▶ 振替日 4月25日(水)

▶ 振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記載し、金融機関のお届け印を押印のうえ、納期限までに税務署または振替納税を利用される金融機関に提出（郵送）してください。

▶ 平日に都合がつかない方 2月19日と26日の日曜日に限り、現金納付の窓口業務を除く確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受および納付相談を行います。当日は混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

▶ 送付先 国税庁（〒359-8601並木1-7所沢税務署（申告案内窓口） ☎2993-9111（自動音声案内にて「0」番をお選びください。）

▶ 税に関する作文の入賞作品を決定

市内中学生・高校生から募集した作文の優秀作品を決定しました。

作品は、市HP「税に関する作文」で検索いただけます。

問 市民税課 ☎2998-9064

☎2998-9409

## 皆さんの善意

【愛の福祉基金】

● 所沢市社交ダンス連盟様（1万円） ● 狭山ヶ丘ボランティアグループ様（2万円）

● (社)所沢市シルバー人材センター 悠和会様（6,783円） ● 久保田工務店歌手・加納ひろし後援会様（74,828円） ● (株)中央管財様（5万円） ● あしたの会様（3万円） ● 医療生協さいたま三ヶ島支部様（2万円） ● 所沢地区更生保護女性会三ヶ島支部様（5万円） ● 地域福祉サロンリンク様（2万円） ● 三ヶ島山草会様（5万円） ● 三ヶ島第一地区民生委員・児童委員協議会様（3万円） ● みんなボランティアほっとほっと様（3万円） ● モリタン会様（1万円） ● 三ヶ島公民館協力会様（3万円） ● 東道流吟道陽春白雪会総本部様（4万4千円） ● 建設埼玉所沢地区本部様（17,871円） ● 山口三井長生クラブ様（6,018円） ● 所沢市農業祭実行委員会様（11万円） ● 所沢婦人クラブ様（5万円）

【所沢市緑の基金】 ● 所沢婦人クラブ様（10万円）

【交通事故防止啓発事業等へ】 ● (株)吉田自動車様（47,600円） ● ふるさと応援寄附 ● 駒崎敏郎様（150万円）

【震災時の備えに】 ● 石井健一様（小型ラジオ、エコロジーライト、LEDランタン、体温計、ホイッスル等）

【歩きたばこの防止啓発事業へ】 ● 日本たばこ産業(株)埼玉支店様（灰皿、パーテーション等）

【社会福祉施設へ】 ● 長源寺婦人会様（タオル641枚）

【松原学園へ】 ● 三国コカ・コーラボトリング(株)様（清涼飲料水48本）

※11月16日～12月15日の受付分です。ありがとうございました。